

香川労働局発表  
平成27年10月29日

担	香川労働局雇用均等室
室	長 室谷 留美
	地方育児・介護休業指導官 森長 由紀子
	電話 087-811-8924
当	夜間 087-811-8928
	<a href="http://kagawa-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/">http://kagawa-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/</a>

～ 女性活躍推進法が成立しました ～

## 女性活躍推進セミナーを開催します！

この度、女性の職場における活躍を推進する女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が成立し、9月4日に公布されました。女性活躍推進法のうち、基本原則等については、交付日施行となっていますが、行動計画策定等の事業主に関係する部分については、平成28年4月1日となります。

この法律の施行により、特に301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります（別添資料2参照）。

そのため、香川労働局では、女性の活躍推進に先進的な企業の事例をご紹介するとともに、女性活躍推進法の円滑な施行を目指し、以下の内容でセミナーを開催します（別添資料1参照）。

### 女性活躍推進セミナーのご案内

- 日 時 平成27年11月12日（木）13:30～16:00
- 場 所 サンポートホール高松 第2小ホール  
（高松市サンポート2-1 高松シンボルタワーホール棟5階）
- 主な内容  
第1部：平成27年度 均等・両立推進企業表彰 表彰式  
事例発表（四国電力（株） 四国旅客鉄道（株） トーカイ（株））  
第2部：説明「女性活躍推進法について」  
「女性活躍加速化助成金について」  
他
- 対 象 事業主、企業の人事労務担当者など

※11月2日（月）までに、「香川労働局雇用均等室」宛にFAX又は郵便でお申込み下さい。

（添付資料）

- 1 女性活躍推進セミナーのご案内
- 2 女性の職場における活躍を推進する女性活躍推進法が成立しました！